別紙様式（第３条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者（郵便番号　　）
住　　所
電話番号　（　　）　　－
商　　号
代表者の
氏　　名
届出事務
担当者名
電話番号　（　　）　　－

資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書

下記のとおり資産対応証券の募集等の取扱いに係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第208条第２項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。

記

<table>
<tr><td colspan="2">１．取扱いを行おうとする資産対応証券の発行者名及び受理番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２．取扱いを行おうとする資産対応証券の種類及び額等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">資産対応証券の種類</td><td>優先出資</td><td>口
百万円</td><td rowspan="4">募集形態</td><td></td></tr>
<tr><td>転換特定社債</td><td>百万円</td><td></td></tr>
<tr><td>新優先出資引受権付特定社債</td><td>百万円</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の特定社債（特定短期社債を除く。）</td><td>百万円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３．募集期間</td><td colspan="3">年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　日間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．取扱いを行おうとする部署及び責任者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５．取扱いを行おうとする営業所等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">営　　業　　所　　名</td><td colspan="2">所　　在　　地</td><td>募集取扱従業員数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>名</td></tr>
</table>

なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する法律第209条第１項において準用する金融商品取引法の規定を遵守して行います。

（記載上の注意）

１．本届出書は、募集等の取扱いを行おうとする都度提出しなければならない。

２．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

３．「取扱いを行おうとする資産対応証券の発行者名」は、資産対応証券を発行する特定目的会社名を記載すること。

４．「受理番号」は、取扱いを行おうとする資産対応証券の発行者が、管轄財務局に提出した資産の流動化に係る業務開始届出書の副本に記載された受理番号を記載すること。

５．「取扱いを行おうとする資産対応証券の種類、額等及び形態の別」において、同種で条件を異にする資産対応証券の募集の取扱いを行う等の事由により記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること。

６．「募集形態」には、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。

７．「取扱いを行おうとする部署及び責任者」は、主たる営業所における担当部署及び責任者（役員）を記載すること。

８．「取扱いを行おうとする営業所等」は、資産対応証券の募集等取扱業務を行う営業所名、所在地及び各営業所において募集等取扱業務を行う従業員数を記載すること。

９．「取扱いを行おうとする営業所等」において、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること。